

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容	設立認証を受けるも登記をしない者に対する設立の認証の取消し	
根拠法令等及び条項	特定非営利活動促進法第13条第3項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)	
処分基準	根拠条項	特定非営利活動促進法第13条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	【 基 準 】	
	<p>1 特定非営利活動促進法（第13条第3項）</p> <p>設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p>	